

京都市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設及び保全調整池に係る標識に関する条例(令和8年3月26日京都市条例第34号)(建設局土木管理部河川整備課)

芥川が特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項に規定する特定都市河川に指定されたこと及び同河川に係る同条第3項に規定する特定都市河川流域が指定されたことに伴い、雨水貯留浸透施設及び保全調整池に係る標識に関し必要な事項を定めることとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設及び保全調整池に係る標識に関する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第34号

京都市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設及び保全調整池に係る標識に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）第38条第3項及び第45条第1項の規定に基づき、法第2条第6項に規定する雨水貯留浸透施設（以下「施設」という。）及び同条第8項に規定する保全調整池（以下「保全調整池」という。）に係る標識に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設に係る標識)

第2条 法第38条第3項の規定により設ける標識には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 施設の名称
- (2) 法第38条第2項の規定による検査を受けたことを証する書類に記載された番号
- (3) 施設に雨水を貯留することができる容量（雨水を貯留することができない施設にあっては、規模）及び構造の概要
- (4) 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、市長の許可を要する旨
- (5) 施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、施設の周辺に居住する者又は施設の周辺において事業を営む者が見やすい場所に設けなければならない。

(保全調整池に係る標識)

第3条 法第45条第1項の規定により設ける標識には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 法第44条第3項の規定により公示された保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要

(3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、市長に届け出なければならない旨

(4) 保全調整池の管理者及びその連絡先

(5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住する者又は保全調整池の周辺において事業を営む者が見やすい場所に設けなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部河川整備課)